

建築士事務所を
経営されている
会員の皆様へ



「日事連」「JIA」の共同事業として広く加入を募ります

平成29年12月設立予定

新制度

(建築士事務所
企業年金基金)

の

ご提案



貴事務所の福利厚生制度の充実には是非ご活用ください

建築士事務所厚生年金基金は法改正を受けて解散し、平成29年12月に総合型確定給付企業年金「建築士事務所企業年金基金」として新たにスタートします。

✓新制度のメリット

- ① 建築士事務所で働く皆さまの**退職金・年金制度**が充実し、皆様の安心感と優秀な人材の確保につながります。
- ② 掛金は**全額損金扱い**となり、退職金財源を**外部積立**で準備できます。
- ③ 積立不足を抑えた**健全な財政**です。
- ④ **65歳未満の事業主・役員**(厚生年金被保険者)も加入できます。
- ⑤ **経営審査事項**の加点対象になります。

✓安定的でシンプルな制度

- ① 掛金は標準報酬月額額の1.2%、全額事業主負担です。
- ② 加入者単位に基本掛金と利息の元利合計額を退職時まで積み立てます。
- ③ 生活設計に合わせた受取方法が選択できます。



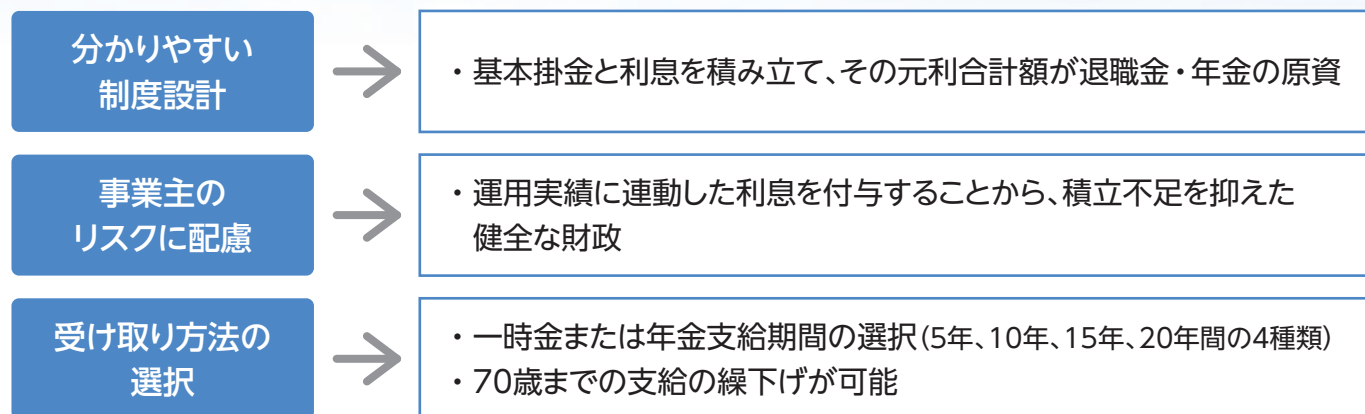
建築士事務所厚生年金基金

設立母体
(共同事業)

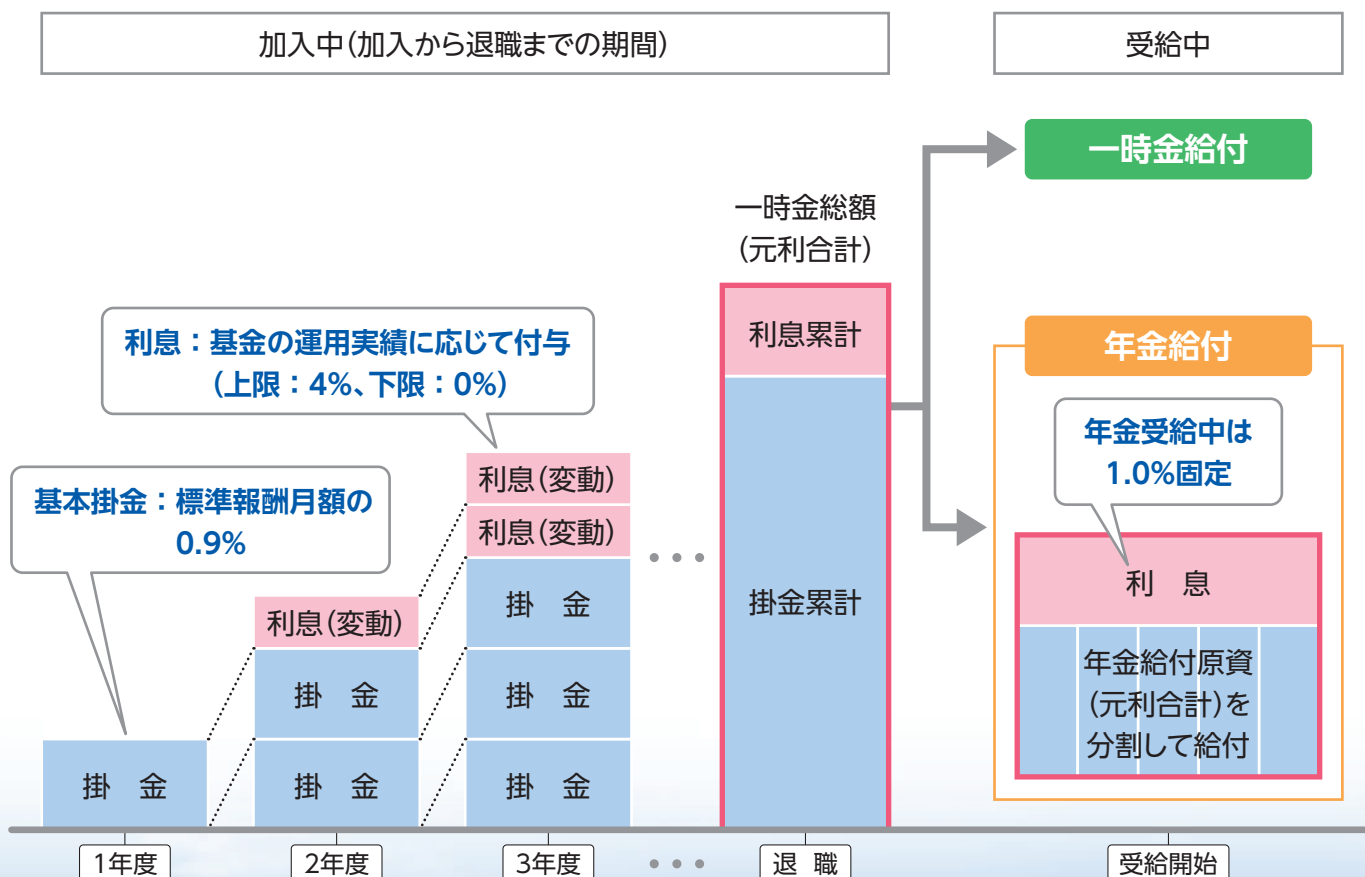
一般社団法人
公益財団法人

日本建築士事務所協会連合会
日本建築家協会

1. 新制度の概要



- 掛金は全額事業主負担(損金扱い)で、加入者ごとに基本掛金と利息を毎月積み立て、退職時まで積み立てた額を支給する制度です。
 - 基本掛金は、「標準報酬月額×0.9%」です。
 - 事務費掛金は、「標準報酬月額×0.3%」です。
- 「標準報酬月額」は年1回の定時改定分とし、随時改定は行いません。(賞与からの掛金はありません)
- 利息は「運用実績連動」とし、リスクを抑えます。ただし、上限利率4%・下限利率0%を設定することで元本保証します。年金受給中の利息は1%の固定とし、年金額を確保します。

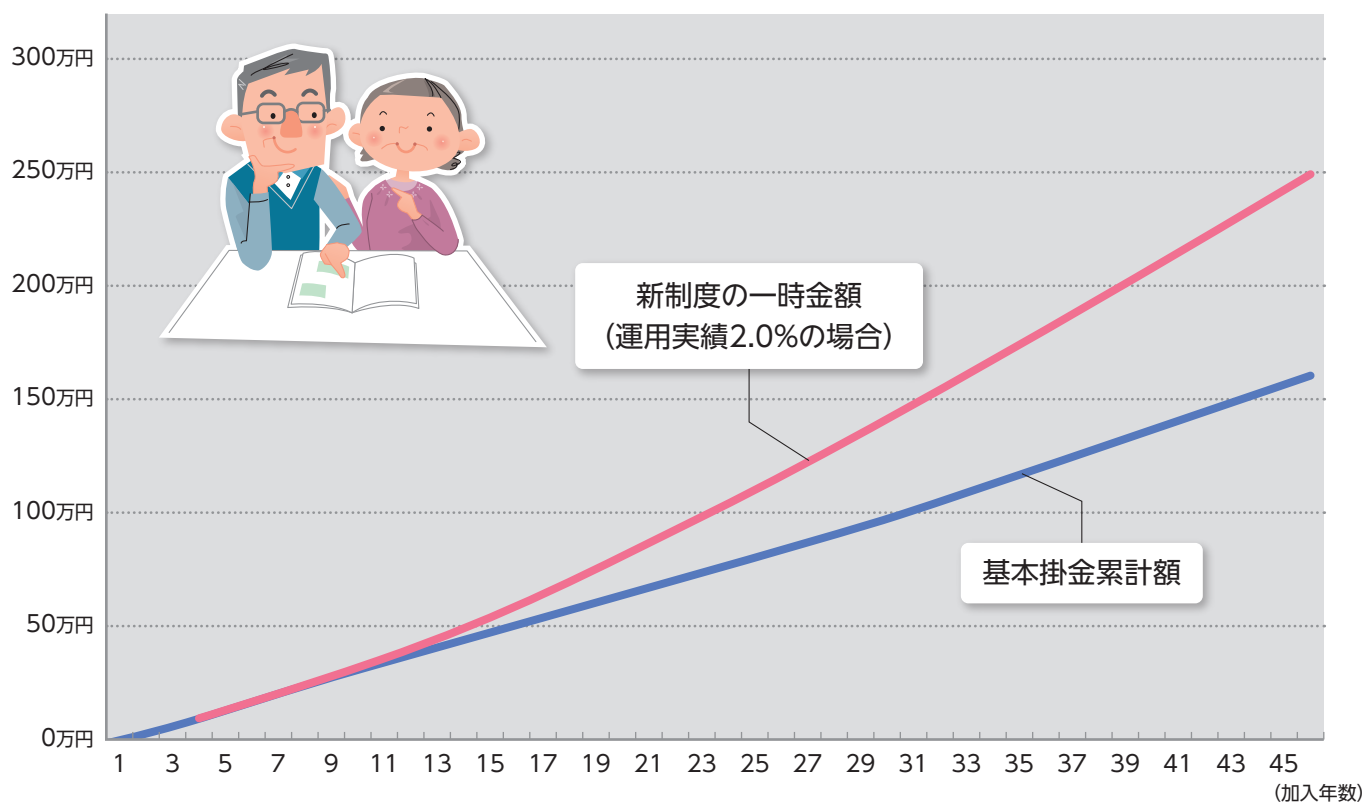


2. 給付設計(案)

■新制度の給付額

加入年数	基本掛金累計額	一時金額	年金額(例)	
			10年	20年
5年	17.3万円	18.0万円	—	—
10年	34.6万円	37.8万円	4.0万円	2.1万円
15年	51.8万円	59.8万円	6.3万円	3.3万円
20年	69.1万円	84.0万円	8.8万円	4.6万円
30年	103.7万円	140.2万円	14.7万円	7.7万円
40年	138.2万円	208.7万円	21.9万円	11.5万円

前提：標準報酬月額32万円・基本掛金0.9%・運用実績2.0%の場合



3. 新制度のポイント

加入者

- ▶ 65歳未満の厚生年金被保険者
- ▶ 資格喪失時期
 - ・ 会社を退職したとき
 - ・ 65歳に達したとき
 - ・ 死亡したとき など



掛 金

- ▶ 全額事業主が毎月負担
- ▶ 基本掛金：標準報酬月額×0.9%
- ▶ 事務費掛金：標準報酬月額×0.3%
- ▶ 賞与に係る掛金納付なし
- ▶ 掛金は全額損金算入

年金受給の要件

- ▶ 加入期間10年以上で加入中に65歳に達した場合 → **65歳から**
- ▶ 60歳以上65歳未満で退職した場合 → **退職時から支給**

年金の受給方法

- ▶ 年金給付期間は5年・10年・15年・20年の確定年金から選択
(70歳まで給付を繰下げることが可能)
- ▶ 年金受給に代えて、一時金で受給可能

脱退一時金の支給

- ▶ 加入期間3年以上で退職の場合 → **脱退一時金を支給**



遺族一時金の支給

- ▶ 加入期間(3年以上)中に死亡した場合
- ▶ 年金受給中に死亡した場合 → **ご遺族に、遺族一時金を支給**

4. スケジュール

- 平成29年12月設立予定



お問い合わせ先

建築士事務所厚生年金基金

東京都品川区西五反田2-29-11 日幸五反田ビル別館2階

電話 03(5434)2041

FAX 03(5434)2130

メール kenjikoki1657@luck.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.nenkin-kikin.jp/kenchikushijimusho/>